### J P A 共催及び後援の事業承認事務取扱ガイドライン

(目的)

第1条 このガイドラインは、公益社団法人日本パワーリフティング協会(以下、「JPA」 と略記)が共催又は後援する事業に係る承認事務を適正に行うための承認基準その他 必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

- 第2条 このガイドラインにおいて、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めると ころによる。
- (1) 共催 JPAとの連携、協調を推進するため、事業の企画、運営に参画し、また経費の 一部を負担するなど、当該事業について責任の一部を負担することをいう。
- (2) 後援 体育スポーツの普及振興や教育研究などに貢献するため、事業の実施について賛同することをいう。

### (名義)

- 第3条 このガイドラインによる共催又は後援の名義は「公益社団法人日本パワーリフティング協会」とする。
  - 2 前項の規定にかかわらず、JPA加盟団体が行う公認パワーリフティング競技会及 びベンチプレス競技会事業に対する後援については、申請手続きを経ることなく利用 できるものとする。

## (承認基準)

- 第4条 共催の承認基準は別表1に、後援の承認基準は別表2に掲げるとおりとする。
  - 2 前項の規定にかかわらず、 J P A の円滑な推進の見地から特に必要があると認める ものについては、会長の判断により共催又は後援の承認をすることができるものとす る。

#### (申請手続)

- 第5条 共催又は後援の承認を受けようとする者は、原則として名義使用開始の 14 日前までに、次の事項を記載した申請書を IPA会長宛に提出するものとする。
- (1) 事業の名称、目的及び内容
- (2) 主催者の職、氏名及び事務局等連絡先
- (3) 開催日時(期間)及び開催場所
- (4) 参加対象者及び参加見込者数
- (5) 他の共催者及び後援者(予定者を含む)
- (6) 入場料金その他参考事項

#### (決定)

第6条 前条の規定による申請があった場合、第3条第1項に規定する名義の使用について は、専務理事がその内容を審査し、適当と認めるときは別途定める承認通知書により、 承認できないときはその旨を、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

### (事業計画の変更等)

第7条 事業の主催者は、申請時の事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに当該変更又は中止に係る内容について届け出なければならない。

#### (承認の取消)

- 第8条 共催又は後援を承認した事業であっても、その内容が第4条の承認基準に該当しなくなったと認められるとき、その他共催又は後援することが不適当となったと認められるときは、その承認を取り消すものとする。
  - 2 前項の規定による承認の取消については、第6条の規定を準用する。

### (事業の完了報告)

第9条 事業の主催者は、共催又は後援の承認を受けた事業が完了したときは、それに係る報告を遅滞なく JPA事務局に提出するものとする。

### (無断使用)

第 10 条 共催又は後援の承認の手続きを経ずに、第 3 条に規定する名義を無断使用した場合(承認前に既に印刷し、公表した場合を含む。)は、警告書を出すとともに、その事由によっては、以後の共催又は後援の承認は認めないものとする。

#### (雑則)

- 第 11 条 申請者が事実と異なる申請を行った場合又は第 9 条の規定に定める書面を提出していない場合には、その事由によっては、以後の共催又は後援の承認は認めないものとする。
  - 2 このガイドラインに定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

### (附則)

1 このガイドラインは、令和4年9月22日に制定し、同日より施行する。

# 別表 1(第4条関係)

# 共催事業の承認基準

	1 国、地方公共団体及びこれらの機関並びに連合体
主催者につ	2 新聞社、放送局等の報道機関
いての	3 スポーツ、健康福祉、地域づくり等の分野で J P A の円滑な推進に寄与する事業を行って
承認基準	いる公益法人及びその他の団体(宗教団体又は政治団体を除く)
	4 J P A 加盟団体(都道府県協会、実業団連盟、高校連盟、学生連盟)
事業内容に	1 JPAの運営方針及び公序良俗に反しないものであること
	2 事業の目的が、JPAの政策、施策の推進に寄与するもので、公益性があるものであるこ
	E
争未内谷について	3 特定の宗教、政党の宣伝、勧誘等を意図したものでないこと
の承認基準	4 特定の団体の利益を目的とするものでないこと
	5 事業の内容及び規模から、営利目的でないこと
	6 JPAの負担する責任の範囲が明確になっているものであること
	7 事業の開催にあたり、公衆衛生に関する十分な措置が講じられていること

## 備考

- 1 主催者については、「主催者についての承認基準」の1から4までのいずれかに該当しなければならない
- 2 事業内容については、「事業内容についての承認基準」の 1 から 7 までのすべての項目に該当しなければならない。

# 別表 2(第4条関係)

# 後援事業の承認基準

	1 国、地方公共団体及びこれらの機関並びに連合体
主催者につ	2 新聞社、放送局等の報道機関
いての	3 スポーツ、健康福祉、地域づくり等の分野でJPAの円滑な推進に寄与する事業を行って
承認基準	いる公益法人及びその他の団体(宗教団体又は政治団体を除く)
	4 JPA加盟団体(都道府県協会、実業団連盟、高校連盟、学生連盟)
	1 公序良俗に反しないものであること
事業内容に	2 事業の目的が、JPAの推進に寄与するもので、公益性があるものであること
ず未り合について	3 特定の宗教、政党の宣伝、勧誘等を意図したものでないこと
の承認基準	4 特定の団体の利益を目的とするものでないこと
ツ州沁巫芋	5 事業の内容及び規模から、営利目的でないこと
	6 事業の開催にあたり、公衆衛生に関する十分な措置が講じられていること

# 備考

- 1 主催者については、「主催者についての承認基準」の1から4までのいずれかに該当しなければならない。
- 2 事業内容については、「事業内容についての承認基準」の 1 から 6 までのすべての項目に該当しなければならない。